

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第5号
事故等種類	衝突（岩）
発生日時	平成26年10月4日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市平戸島北西岸 薄香湾港西防波堤灯台から真方位280° 1.5海里付近 （概位 北緯33° 22.87′ 東経129° 30.53′）
事故等調査の経過	平成27年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 男海、16トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13602（漁船登録番号）、株式会社カイユウ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船首部に破損
事故等の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、船長が背もたれ付きの椅子に腰を掛けて単独で操船に当たり、約11ノットの対地速力で自動操舵により平戸島北西方沖を南東進中、船長が居眠りに陥り、平戸市度島南西方沖の変針予定場所を通過し、平成26年10月4日11時00分ごろ平戸島北西岸の岩に衝突した。 船長は、衝撃で目覚め、岩に衝突したことを知り、本船は、自力航行して佐世保市俵ヶ浦の造船所に向かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
その他の事項	船長は、前路に他船を見掛けなかったため、気が緩んで居眠りに陥ったと思った。 船長は、本事故当日03時ごろから操業し、網船から漁獲物を積み込んだ後、漁場を発進して引き続き操船を行い、疲労を感じていた。 本船には、居眠り防止装置（船橋航海当直警報装置）がなかった。 甲板員は、操舵室下の船員室で休息していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、平戸島北西方沖を自動操舵で南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して平戸島北西岸の岩に衝突したものと考えられる。

	<p>船長は、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船中、操業等による疲労を感じていた上に、前路に他船を見掛けなかったことから、緊張感が緩み、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、平戸島北西方沖を自動操舵で南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して平戸島北西岸の岩に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、甲板員と2時間交替で当直を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 眠気を感じたときは、椅子から離れて身体を動かしたり、ガムをかんだり、コーヒーを飲んだりして眠気を解消すること。・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。